

東京都北区小学校等臨時休業ベビーシッター利用支援事業補助金 (新型コロナウイルス緊急対応) FAQ

	分類	質問	回答
1	補助対象事業者	東京都福祉保健局のホームページに掲載がある事業者は全て助成対象ですか？	ホームページに掲載してある厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用する時の留意点」を踏まえ、要件に該当しているベビーシッターを利用してください。
2	利用条件	医療・交通・金融・社会福祉といった職種でなければ利用ができないのですか？	職種は例示であり、それ以外の職種の方でも、仕事を休むことが困難な場合は利用が可能です。
3	利用条件	就労以外の事由では利用できないのですか？	保護者が疾病や障害、または介護等により保育が困難な場合は、利用が認められる場合があります。
4	補助額	補助額はいくらになりますか？	利用料金が1時間当たり2,400円以下の場合は、1時間当たり150円を控除した額が補助額となります。 それ以上の場合は、1時間当たり2,250円が補助額の限度となります。 交通費については、児童一人当たり月額20,000円が上限となります。
5	補助額	内閣府のクーポンや福利厚生制度との併用はできますか？	併用可能です。 他の減額制度や福利厚生制度を利用した場合は、減額された額から、150円を控除した額が補助額となります。 この場合も、1時間当たり2,250円が補助額の限度となります。
6	補助額	送迎の時間も補助の対象となりますか？	送迎は、補助の対象となりません。
7	補助額	キャンセル料は補助の対象となりますか？	キャンセル料は、対象外です。そのほかにも、入会金、会費、保険料、物品購入等の実費等は補助の対象外です。
8	補助額	オプション料は補助の対象になりますか？	利用対象時間（8時から19時の間）の利用であれば、利用料に直接関係のあるオプションに限り、補助の対象となります。詳細は、利用明細等で審査します。
9	補助額	算出した1時間当たりの金額に小数点以下がある場合はどうすればよいですか？	小数点以下は切り捨てて計算します。
10	申請	申請時期は決まっていますか？	申請は随時受付予定です。補助額の算定は月ごとに行ってください。
11	申請	きょうだいで利用の場合はそれぞれで申請が必要ですか？	申請は児童ごとに行う必要があります。
12	申請	領収書の提出は原本が必要ですか？	コピーでも可です。
13	申請	ベビーシッター要件証明書とはどのようなものですか？	保育にあたるベビーシッターが、保育士等の有資格者であるか、ベビーシッター事業所等による研修の修了者であることを、事業者が証明するものです。 保育にあたるベビーシッターが複数いる場合、全員分の提出が必要です。